

津市監査委員告示第1号

平成22年11月26日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、平成23年1月20日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年1月24日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成22年11月26日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、住民監査請求書に係る説明書の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、平成22年12月3日に請求人の陳述の機会を設けたが、請求人は欠席した。

(1) 主張の要旨

市は、社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に交付した平成21年度津市社会福祉基金事業助成金（以下「本件助成金」という。）の額96万5,011円を確定した。

一方、市社協は、平成21年度津市社会福祉基金助成として、一身田

地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）に助成金（以下「社協助成金」という。）15万円を交付しており、社協助成金は市から市社協を経由して交付されたものであるが、一身田地区社協が市社協に提出した社協助成金に係る収支決算書の支出の部に記載された「資材費」10万1,796円については、その添付された領収書の写しの金額の合計額と合わない。

また、当該資材費に係る領収書の写し及び当該収支計算書の支出の部に記載された「委託料（資材費）」に係る領収書の写しについて、いずれも一身田地区社協が社協助成金とは別に市社協から交付を受けた共同募金配分金事業に係る「共同募金配分実施報告書」に同じものが添付されていた。

以上によれば、社協助成金に係る一身田地区社協の事業は架空の事業であり、一身田地区社協が市から市社協を経由して本件助成金の一部（15万円）を得るために、書類をねつ造したといえる。

したがって、市社協から提出を受けた実績報告書に基づき本件助成金の全額に当たる96万5,011円を交付すべき額として確定したことは、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第13条に定める調査等を行ったものとはいえず、職員の職務怠慢であり、同規則等諸法規を逸脱した違法な公金の支出に当たる。

（2）求める措置の内容

監査委員は、本件助成金を支出した「責任職員」を特定するとともに、違法な公金の支出によって市が被った損害額を算定し、当該損害額を補填させるための措置を講じることについて、市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件助成金の額を確定した行為に違法な事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、市長（監査対象部局：健康福祉部福祉政策課）に対し、書面による事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を

求めた。

また、本件助成金の充当に係る事実関係を把握するため、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、市社協が保有する本件助成金に係る会計諸帳簿、証書類等を調査した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件助成金の交付に係る事実の概要

健康福祉部福祉政策課長は、平成21年度津市社会福祉基金事業助成金交付申請書（内容については表1参照）の提出を受けて、平成22年2月4日付けで、本件助成金（96万5,011円）の交付決定（以下「本件交付決定」という。）について決裁、同月15日付けで、支出命令書（概算払）を決裁し、本件助成金は同月25日に支出された。

本件助成金の趣旨及び目的は、市社協が社会福祉法人津市社会福祉協議会津市社会福祉基金設置規程（以下「社協福祉基金設置規程」という。）第2条に基づき設置する津市社会福祉基金（以下「社協福祉基金」という。）を積み立てるための資金の一部を援助し、市社協がその積み立てた社協福祉基金の一部を取り崩した収入を財源に、各団体が実施する地域福祉の増進を図るための事業を助成（以下「社協福祉基金助成」という。）することを通じて、市民福祉の向上を図るものである。

また、本件助成金は、個人、企業等からの市への寄附金を財源とするものであり、本件交付決定に当たっては、平成21年1月1日から同年10月31日までに納入のあった市への寄附金に相当する額のうち、本件助成金に係る歳出予算額（100万円）の範囲内である96万5,011円に相当する額をもって、その交付を決定したものである。

【表1】助成金交付申請書の内容（要旨）

（単位：円）

事業計画概要及び収支予算書	
概要	市民等からの善意の浄財と市の助成金により基金を造成し、その運用益を活用して、社会福祉事業の振興と地域社会における福祉の増進を図る。

収入の部		支出の部		
項目	金額	項目	金額	市費充当額
寄附金収入	2,000,000	助成金支出	67,642,000	
助成金収入	965,011	経理区分間繰入金支出	7,441,000	
雑収入	216,000	預金積立支出	31,995,011	965,011
受取利息収入	28,814,000			
預金取崩収入	75,083,000			
合計	107,078,011	合計	107,078,011	965,011

福祉政策課長は、平成21年度津市社会福祉基金事業実績報告書（以下「本件実績報告書」という。内容については表2参照）の提出を受けて、平成22年3月31日付けで、本件助成金の額を96万5,011円に確定（以下「本件交付確定」という。）することを決裁し、補助金等交付確定通知書によって市社協に通知した。

【表2】本件実績報告書の内容（要旨）（単位：円）

事業報告及び収支決算書				
報 告 業	市民等からの善意の浄財と市の助成金により基金を造成し、その利息により、福祉事業を推進した。			
収入の部		支出の部		
項目	金額	項目	金額	市費充当額
寄附金収入	2,163,446	助成金支出	64,949,500	
助成金収入	965,011	経理区分間繰入金支出	5,355,045	
雑収入	214,399	預金積立支出	31,961,644	965,011
受取利息収入	28,845,288	当期末支払資金残高	600,000	
預金取崩収入	70,678,045			
合計	102,866,189	合計	102,866,189	965,011

(2) 本件助成金の充当に係る事実の概要

社協福祉基金設置規程第4条は、「基金は、津市からの助成金、市民・団体の寄附金等を財源として積み立てるものとする」と定めており、市社協の平成21年度一般会計に係る資金収支計算書によれば、退職手当積立預金積立支出額を除いた積立預金積立支出額は、本件実績報告書に記載された預金積立支出額と同額の3,196万1,644円で、本件助成金については、総勘定元帳及び仕訳伝票を見ると、平成22年2月

25日付けで96万5,011円を収入し、同日付けで「社会福祉基金積立金支出」に同額を計上、これを社協福祉基金に積み立てていた。

なお、市社協が作成した「平成21年度社会福祉基金助成明細表」によれば、一身田地区社協への社協助成金の交付日は、平成21年7月6日であった。

2 結論

監査の結果、請求人の主張は、認めることはできないと判断した。

3 結論に至った理由

請求人は、本件助成金の一部（15万円）について、市社協を経由し、社協助成金として一身田地区社協に交付されたものであるという認識の下、一身田地区社協における社協助成金に係る事業が架空の事業であるとして、本件交付確定の違法性を主張するものである。

そこで、本件助成金の充当に係る事実について見ると、本件助成金は、市社協が社協福祉基金に積み立てるための資金の一部を援助するために交付したものであり、社協福祉基金設置規程第4条に定める「津市からの助成金」に相当するものと解され、市社協は、同条の規定に基づき、社協福祉基金の積立資金の一部として本件助成金を充当したことが認められる。

そして、市社協における社協福祉基金助成は、市の助成金収入、市民等からの寄附金収入及び受取利息収入を資金として積み立てた社協福祉基金の一部を取崩し、その取崩収入を財源にしているが、市社協が本件助成金を収入し、これを社協福祉基金に積み立てたのは、平成22年2月25日であるのに対し、一身田地区社協への社協助成金の交付日は、その日から7か月以上前の平成21年7月6日であり、本件助成金の一部（15万円）は、社協助成金の財源になり得ないものである。

本件助成金の一部（15万円）が社協助成金の財源として使用された事実がない以上、社協助成金に係る事業内容の適否については、市社協が社協福祉基金助成の運営上判断することであり、請求人が本件助成金の一部（15万円）について、市社協を経由し、社協助成金として一身田地区社協に交付されたという認識の下でなされた主張は、事実を見誤った根拠を欠くものであって、本件交付確定は、本件助成金の趣旨及び目的を踏まえた本件交付決定の内容に適合したものであるとして、正当であると認められる。

以上のことから、本件交付確定が違法であるという請求人の主張は、当を得ないものであり、これを認めることはできないと判断した。

以上